

税理士の未来を考える

第7回定時代議員総会

7月13日 東京税理士会館にて開催



青年税理士は
税理士法改正
の推進力にな
ろう!

全国青年青税連第七回定時代議員総会、東京大会は七月十三日税理士会の中心地、東京税理士会館を会場として開催される。青年の青年たる条件は純粋な思考と熱情あふれる行動力である。

全国の青年税理士が一同に会し、その意志を披瀝しあい確認しあう場として今回は分科会形式による研究会が初めて企画される。

全国の会員諸兄弟の積極的な発言を期待する。分科会は「税理士の未来を考える」の統一テーマの下に商法問題、小規模納税者問題、質問検査権、法律的観点よりみた事務所経営、ヨーロッパ税理士制度視察団報告の五つのテーマを軸として展開される。

税理士法改正問題、小規模納税者問題等われわれ税理士の将来に直接影響を及ぼす制度的問題が山積する折、代議員総会に多数の会員の参加を得て全国青税連の今後一年間の方針を確固たるものとされんことを希望する。

第七回全国青税連総会に結集して下さい。
税理士の未来を憂うるならば

全国青年税理士連盟

第七回代議員総会

東京大会に結集せよ!

I 第七回定時代議員総会

1 日時 昭和49年7月13日(土) 開場11時
2 会場 東京税理士会館

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
TEL (〇三) 三五六一四四六六

3 交通 東京駅より△電車▽国電中央線千駄ヶ谷駅下車徒歩5分
上野駅より△電車▽国電山手線代々木駅下車徒歩6分

第一部 分科会形式による研究会

統一テーマ 税理士の未来を考える

- マ 1 商法問題
- テ 2 小規模納税者問題
- 会 3 質問検査権
- 分 4 法律的観点からみた事務所経営
- 科 5 ヨーロッパ税理士制度視察団報告

第二部 定時代議員総会

II 懇親会 東京税理士館4階ホール

III ナイトツアー東京

(希望者による参加、一流クラブを中心に夜の東京をお楽しみ下さい)

IV 翌日の催物(十四日、日曜日)

1 ゴルフ同好会

神奈川県平塚レイクウッドG.C

2 会員懇談会(帝國ホテル会議室)

◆一年を回顧◆

会員に心から感謝

会長 荻野弘康

商法反対運動で示した
青税連の団結

激動の一年も、総会を期に終ろうとしている。

制度問題を中心に、連盟の諸活動は活発に行われた。商法問題では、総会の翌日から、貸し切りバスに六〇名近い会員が乗り込み、国会陣情へ向った。

七月三日に、日税連会長が自民党法務部会で収束を表明した直後であった。

参議員会館では、多数の議員が激励にかけつけてくれた。

昨年の七月十九日の代議員総会から今年の三月十九日衆議院で「商法改正案」が成立するまで、青税連はその総力を結集して戦ったのである。

商法改正が成立した今、静かにふりかえってみると青税連史上、空前の激烈な戦いであった。

全国青税連は、いかなる圧力にも屈せず、流言飛語にも惑わされ

ず、正論によって、正義を貫いた。

「商法改正反対国民会議」に結集した同志と力を合わせ、熱心に、ネバリ強く陳情活動を続けた。

財界、官界、公認会計士協会、果ては日税連という強大な推進勢力をもってしても、我々の正論には抗しきれず、一般法では、稀にみる修正がなされ、厳格な付帯決議がなされた上で、ようやく成立に辿りついたのである。

日税連の寝返りによって、劣勢を伝えられた全国青税連が、改悪商法の一部に歯とめをなし、一矢報いることができたのは全国各地の青年税理士の物心両面に亘る御支援の賜と改めて、お礼を申し上げます次第である。

それにしても、日税連が、国民的課題に背を向けるということは不幸なことである。

今後の法対活動については、よく話し合い、よく監視し、国民のために一体となって活動できるように努力したい。

小企業対策を迫られる

「税理士法改正運動」を前に我々は貴重な教訓を得た。「商法のように戦おう」を合言葉に、今後の法対活動をやっていきたいと思う。

税務行政の効率化の一環としてとして国税当局、ベースの小企業納税者の申告相談が、税理士の犠牲のもとに行われている。

困窮者救済の美名のもとに行われている税理士会の小企業対策は、その実、国税庁官僚型の自主性のない税務指導である。

どこの相談所にも、税務職員が顔を出しており、納税者に税理士会は、税務官公庁の下請であるという印象を強く与えてしまった。

医師が、生活困窮者の治療に当っても、通常の報酬を得ていること、弁護士が国選弁護人となること、きでも税理士のような犠牲を強いられていないことなども、我々が小企業対策を検討するときの参考にした。

いずれにしても、現在行われている小企業対策は、官庁指導型であること、納税者に税理士依頼の意思がないこと、税制における諸控除の引上げが充分でないこと、取組み方を誤ると税理士制度の発

展にも悪影響を与えることなど、いろいろな角度から慎重に検討しなければならない。

付加価値税導入の危機

日本経済新聞の報ずるところによると(6・13)財界は「福祉財源の切り札」として付加価値税の導入に積極的である。

翌日の同紙では、相沢大蔵次官がこれを裏付けるように、付加価値税は前向きに取組む旨の意見表明をなし、正に、財界、官界が一体となって推進することが、ほぼ確定的となっている。

税理士会でも、税政連、東京税理士会の議案書によれば、明確に反対する方針が見当らず、大会スローガンの掛声だけで、最初から対決を避けているようにさえ感じられるのである。

付加価値税の導入は、大衆課税となり、中小企業や税理士制度に重大な影響を与えることに鑑み、全国青税連としても、次年度以降ににおける重点運動の一としなければならぬ。

税理士制度視察団

ヨーロッパに飛ぶ

日税連が「税理士法改正に関する基綱」を採択して以来、早

や二年有余を経過している。

商法問題があったとはいえ、法改正に真剣に取組もうという熱意が日税連には欠如している。

むしろ「基本要綱」の修正(特試・使命・税務監査など)さえ伝えられ、前進どころか、後退の惧れも充分にある。

我々は、このような沈滞ムードの税理士法改正運動に「活」を入れ推進させるため「婦税連」と共催で大規模の「ヨーロッパ税理士制度視察団」を欧州に派遣した。訪問した各国では、貴重な情報を収集した。

代議員総会をメドに団員の犠牲のもとに、「報告書」の作成が行われている。素晴らしい「報告書」に期待が集まっている。

会員各位に心から感謝

代議員総会を迎えるに際し、本年度中における本連盟の諸活動に対する温い御支援に心から感謝いたします。

事業年度中の成果は、すべて会員各位の努力の賜である。

又、本年度中に生じた会務執行中の混乱は挙げて私の責に帰す。ここに、お詫び申し上げますと共に、明日の発展を期して、代議員総会への積極的参加を希望する。

主張

昨年七月十五日の神奈川大会以来一年を経過した。

商法問題を中心として文字通り激動の年であった。

この改正商法が十月実施後具体的に如何なる重大なる影響を与えてくるか政令、省令の決定を見ない迄も考え得ることである。着々と進行される商法実施により起る税理士への圧迫は現実のものとして頭われるが全ての責任は全国青税連にはない。

過去教回にわたる納税者をも含めた商法改悪反対決起大会の決議を踏みにじり、一片の号外により

全税理士に背をむけた日税連独断執行部にこの責めは負つてもらわねばならない。

それは形式的適正な民主的討議の問題として把えるのではなく、実体論として全国の税理士はどう

たゆまず思考し 前進しよう

第七回代議員総会を迎えて

考えているのかを求めべきであった。そしてその方法は「全会員投票」により、その結果を唯一の行動指針とすべきであった。

合法的過程を経た先進共和国においても一国の運命を定める重要

問題は「国民投票」というコンセプトを定める。

ともあれ商法は終末され、新たな目標はわれわれの憲法税理士法改正問題に移った。

そして現在税務徴収官庁の並々

ならぬ覚悟の下に展開さつた小規模納税者対策の問題はこの税理士改正と極めて密接なる関係をもつものである。

それは現税理士法により与えられた「独占権」が関連してくるか

らでいる。現状において果して「独占権」は完全な納税者に対する権利擁護の壁たり得ているであろうか、この不完全な「独占権」を与えられたが故に納税者の底辺をも税務官庁の労務対策の一環として下請させられねばならないなら「独占権」自体を再考すべき時期にきているのではないか。

税理士法改正問題は時間的経過のうちに遠い存在としてはならない。まして長い期間とエネルギーを積み重ねて一致を得た「基本要綱」が商法改悪反対決議の如く棚ざらしとなる可能性も考えられる現在われわれは組織として法改正の意欲をかき立て全税理士の注意を喚起しつつ継続する行動をとらねばならない。

以上幾つかの難問が横たわるのが環境ではあるが全国青税連の組織は青年の純粋な思考力と行動力により確実に前進しなければならぬ。われわれは組織として行動するのであり、個人として動くのではない。全国青税連たる組織の中で分析し、討議し、行動し、反省し、又行動するのである。この意味では本年度における多少の組織的混乱はかえって結束力を強め「全国青税連とは一体何か」を自から問い直し思考するよい機会となつたことは一つの収穫であった。

この個々の会員の意志を組織に生かし、確実に実行させるためにも第七回東京大会に多数の会員が参加されることが望まれる。

ヨーロッパ

税理士制度視察団

成果をあげ帰国す

全国婦税連と共催で派遣した「ヨーロッパ税理士制度視察団」は、数々の貴重な情報を収集して五月七日団員二十七名が全員元気で帰国した。

四月二十五日羽田空港を出発して以来、十三日間の研究視察旅行という強行軍にもめげず、両連盟からの参加者は、「税理士制度発展」に賭ける意気込みと根性をヨーロッパ各地の随所で発揮した。

その真剣な訪問は、各国で温く迎えられ、納税者の権利擁護のために、戦う団員に、国境を越えて激励と拍手が送られた。

ヨーロッパ税理士制度視察団声明

- (1) 訪問した10ヶ国全てに『納税者を援助する職業人』が存在し、全ての国においてこれらの人々に面接することが出来た。
- (2) 『納税者を援助する職業人』の制度は、その国の歴史的背景によってさまざまな興味ある特徴点をもっていることがわかった。
- (3) その中で、共通的に認められる特徴点の一つは『納税者を援助する職業』は誰でも行うことが出来るということである。
- (4) ほとんどの国において『納税者を援助する職業人』は国家権力から完全に独立しており、また税務官史に対する特別な試験免除制度も存在しないことがわかった。
- (5) 付加価値税の導入によって記帳義務が強いられ、これが中小業者と『納税者を援助する職業人』に新たな問題を提起しつつある。

1974. 5. 7

羽田空港にて

ヨーロッパ税理士制度視察団
団長 久保田秀雄

ヨーロッパ税理士制度視察団 総括報告

自ら勝ちとつた制度的發展

およそ税の存する国には、「納税者を援助する職業人」が存する筈である。

我々が訪問した西ヨーロッパ10カ国すべての国に、名称、制度のいろいろな点が異なっている。「納税者を援助する職業人」が存在している。

この相違点は、その国の社会的、歴史的背景、なにかなく、税制の影響を受けて生じたものであって、いちがいに長短を判断することはできないが、いずれにしても、これらの職業人が様々の戦いを通して、自らの職業を守り、その制度的發展を勝ちとつてきた歴史のあとを見聞することができた。

法的独占権のない国に良い制度

秀れているオランダの制度

フランス、スイス、オランダ、ベルギーなど税務代理を中心とする「納税者を援助する職業人」は、法律上は誰でもできることに

なっており、納税者の自由な選択に委ねられている。

おおむね、学卒のドクターなら、充分に業たりうるのであって、我々に戦前存在した旧計理士と似た感じである。

すなわち、独占権が法制化されている我国と正反対であるが、唯、単に、誰でもできるからこそ、自ら進んで協会をつくり、加盟し、その協会が会員を束縛する規則をもち、真の信頼をうるよう不断の努力を払っている姿が見受けられた。そして、その結果これらの国々では法的独占権はなくとも、市場のほとんどを協会員で占め、又小額納税者についての混乱も見受けられず、むしろ、独占権が法制化されている西ドイツの方に問題が生じているように見受けられた。

この点我國の税理士制度が、固定概念として念頭にある我々にとって、前提が全くちがうことになり、大いに参考となるであろう。

独占権の法制上の存否の観点から見ると、ヨーロッパの制度を大きく、フランス型と西ドイツ型に分けることができる。

納税者の利益を守ることが使命

— 國家の監督全くなし —

「納税者を援助する職業人」が使命とするものは、何であろうか。このことは、すべての国においてハッキリとしていた。

すなわち、納税者の利益を守ることである。我々が我國の税理士法上の「中正な立場」を話しても、彼等にはとうてい理解できなかった。

というより、それなら「あなた方は公務員なのか」と反問される始末であった。納税者の側に立ってこそ、成立する職業であるということをやという程知らされた。

その点で、代理の概念が、民法上、私法上の概念として完全に理解されておらず、それ以外の特別概念は、立法上も、又、実際上もあり得ないということであった。

このように、納税者の側に立って業務を行う自由職業人であるから、国などの干渉、監督は一切受けることがないのはいうまでもない。ただ西ドイツにおいては、カンマ(協会)だけが法律上の監督を受けることになっているが、これも実態をみたところでは、我國と比して全く問題とならず、自治権が犯されている例証を挙げることはできなかった。

特別試験制度はない
税務官吏などに対する特別試験のある国は全くなかった。
唯、一般の試験に比して、特別な免除規定があるのは西ドイツだけであった。

その西ドイツでも、極く一部の範囲の高級官吏だけに適用されているにすぎない。
しかし、税務官吏が退官後「納税者を援助する職業人」になっている国は以外に多かつた。

フランス、西ドイツ、オランダ、イタリー、ベルギーなどかなり見受けられるが、この場合、これらの国の教育制度を考慮に入れなければならぬ。

例えば、フランスのコンセイユ、ジュリディック(法律顧問)などにはかなり多いというが、これらの人々は、もともと官吏にならなくても、コンセイユ、ジュリディックになれるドクターの資格、つまり、大学の法学部卒業の資格をもっているのである。

会計業務から独立した税務代理
会計業務と税務業務の職業上の分別についても、教えられるところがあつた。

即ち、「納税者を援助する職業人」は、本来、法律、税務顧問の援助をすることを主要な目的としており、たんなる記帳、決算事務は、他の人にまかせているということである。

フランス、スイス、イタリー、ベルギー、オランダなどでは、とくに、会計の仕事にはタッチせず、税務、法律面の仕事だけを専門に行う一定の職業群が存在しており、これらの人々は、主として、税務に明るく人々によって構成されている。

オランダにある訴訟代理

税務訴訟について、「納税者を援助する職業人」が、一般の裁判所において、弁護活動を行なうこ



◀(ヨーロッパ税理士制度視察団のメンバー)

とができるのは、オランダ(地裁、高裁)とスイスの下級裁判所にみられた。

中でも、オランダにおいて、納税者の訴訟代理人を名乗って法廷にのぞみ、貴重な判例事案を得ている。

西ドイツにおいては、財政裁判所での訴訟代理権が与えられている。

一定の条件で法人化も可

「納税者を援助する職業人」が何人か集って業務を行うことは、全く自由で、単にそれがパートナーシップか、一般の会社登記法に基づき、登記された法人であるかは問題ではない。

ヨーロッパで最も大きいのは、我々が訪問したフランスの会社で有資格者二百人、従業員千六百人唯、西ドイツのように会社として登記する場合には、必ず有資格者が過半数以上参加していなければならないという規制の国もある。

職業保険制度

—自治権が前提—

職業保険制度については、ほとんどの国において存在している。これは、保険制度は、保険

対象をいかなるものにおこうとも、契約は自由に成立することが原則であるというヨーロッパ的考え方根拠があるのであって、特別に「納税者を援助する職業人」にあるのではなくて、大工さんにも、左官屋さんにも、同じように自由職業人と契約関係にある依頼者との信頼を担保するためにあるわけである。

しかし、職業保険の前提は、これらの職業人が官庁から自由であり、自治権があり、同時に、完全に納税者の代理人たることである。

付加価値税その煩雑さに

怨嗟の声

付加価値税のもつ諸問題については、すでに昨年の視察団が明らかにしたところである。

昨年より実施したイギリス、オーストリア、イタリアなど、付加価値税に対する不満の声をたくさん聞いた。

物価に与えた影響もさることながら、税務行政面、たとえば、記帳の煩雑さなど、怨嗟の声が高くその面から「納税者を援助する職業人」と中小業者にとって、けっして無関心ではいられない税であることが改めて理解できた。

遅れている我国の税理士法

さて、以上のように、概略「納税者を援助する職業人」の状況をつかんだところで、我国における「税理士法改正運動」を率直に見つめなければならぬ。

今、我々は、我国の税理士法がその基本的な点で、いかに前近代的な遅れた「法」であるかを知ることができた。

一日も早く、自治権をもち、納税者の側に立った法改正をめざさなければならぬことはいままでもないことであるが、その前提には、税制、税務行政さらに広く、経済的、社会的背景が存在することを忘れてはならない。

ヨーロッパ諸国における民主主義的諸条件、それらをかちとってきた民族の歴史を決つてみるのがすことはできない。

従って、我々も、一人税理士法だけが、そうした背景とかけ離れた上で、着実に一歩ずつ前進していかなければならぬだろう。

〔「ヨーロッパ税理士制度報告書」は、7月13日に行われる代議員総会の当日、実費にて販売されます。総会に参加し、皆さんごぞつて購入して下さい。〕

私は提言する

一人でも多くの参加を

唐木田 明 雄

東京大会を境として、新旧年度が交代する。この年度、総務部を担当したが、充分に会務を全うしたとは決して考えていない。意識的に省略を困った会務もあるし、結果として、そうなったものもあり、従って会員一般に満足されなかったことは、残念ながら自認している。同時に精一杯であった。

省略化のてん末

年初、私は総務事務の省略化を口約した。正直なところ、何を、どのように省略するのか、具体策は無かった。ただ、口約することによって、他の役員諸君を牽制し、すすんでは、協力惜しみなき態勢を確立を心ひそかに期待したのである。総務部内においても、第一回部会で、その旨を確認して、部内事務の分掌化に了解を求めた。つまり理事会開催地の部長が、会議事務(設営、管理等)を担当することを申し合せたのだが、部分的にしか果せなかった。何よりも、

欠席され、どうしようも無いことが度々であった。人徳の致すところ、と云えば諦めもつぐが、これは、しかし大した問題ではない。それより、私は却って分担作業を増加してしまつたのである。例えば代議員ニュースであるが、前年は会報に間借りすることで、作業を省略していたものを、再び独立させ、これは最後まで私一人の作業で終つた。このニュースは、御存知の通り、執行部の状況を伝達し、運動理解が目的であるから、少なくとも、私以上に執行部の動向に詳しく、私以上に正確にこれを把握し、ニュースという性格から、速報性も求められる。結局、この要請を満たすには、一人作業しかないと判断した。

会報に問題提起

参加団体の会報配布は、逆の結果となつた。西川副会長が積極的これを専断し、会務は幅を広げた。こうすること、を必要としない

ような、全青税の会報活動という問題提起にも繋がつたと考えている。独善かも知れないが、私にはそれなりに根拠がある。本年度は組織拡大を強力にし、私も青森、岩手、静岡、鹿児島に出向した。各地の会員と接触して、予想以上に

も顕著なものとして、「商法」がある。丁度、日税連が「収束」宣言した直後で、執行部は眉を決して対策に苦慮していた時期であったが、各地の反応は誠に冷静且つ第三者的な認識であり、勿論、われわれの説明で納得はされたが、正に隔靴掻痒の感を深くしたのであった。

優劣でもなく、当、不当でもなく、これは事実の問題である。執行部そのものが、「商法」について制度的に思考出来たのも、能力に優れていたのではなく、ダイレクタな情報、活発なコミュニケーションという環境からであった。限られた地方紙と業界紙をニュース源とした地方と、時差があつて当然であるが、われわれの説明によつて、はじめて明瞭となつた幾つかの事実があつたのである。勿論、単純な不知が原因だから、いわば、われわれが手品の種明かし

をしたに過ぎなかつた。

そして、種明かしに有効な手技は、より多く、より正確な情報の提供である。

全青税の実情

全青税は殆んど毎月理事会を開催した。その都度、大阪、名古屋、また東京へと役員は出向する。このようにして、組織は運動を継続した。隠すまでもなく、役員は多くは適当に、或は全く会議に欠席した。こう書くとも、全青税を、少数執行部の組織と誇り、極端には運動そのものを否定する声が生じるかも知れない。

組織、運動と言う時、総員が一堂に会し、命令一下歩調高く前進する。そんな概念が形成されている。そして、こうした図式は、組織外で固定化した観念であることも確かである。全青税について云うならば、役員個々は、それぞれの条件の中で、自己の納得した範囲で活動しているのである。政策がどのようにして企画されたかは重要でない。その政策が会員に同意されるものであつたか、どうかは問題なのである。

ダイナマイトの威力

鬼、動議をかもした「商法」

も、実に今年度の理事会すべての議題となつて、時々の情勢を吸収していった。だからこそ、「国民会議」に参加でき、商法成立の今なお、組織は存立しているのである。点火作業は一人でも、ダイナマイトの威力は大きい。

勿論、未完であるが故に、全青税は批判多き組織である。何よりも、会員にとつて、更には税理士業界にとつて、必要な組織である。必要の度合に、より多く応える組織として改善する欠陥はある。はつきりしていることは、改善する者が会員自身であることである。願わくば、一人でも多い会員に、可能な限り少ない会務を。

編集後記

広報部に対する心暖まるはげましと御協力に感謝致します。(渡辺)

全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千代 5-25-14
電話 03-303-2328
理事 土野 弘 康
発行人 会長 土野 弘 康
編集人 部長 渡辺 克巳